SAICM 国内セミナー (結果概要)

平成21年4月環境省環境安全課

平成 21 年 3 月 23 日 (月) 発明会館ホールにおいて、SAICM 国内セミナー「SAICM の国内 実施状況と今後の国際的な化学物質管理の動向」が開催された。傍聴者数は 216 名であった。 本セミナーは、我が国における SAICM 実施状況について広く一般に情報提供し、関係者間 の情報交換・意見交換を行うために開催した。行政・産業及び NGO から講演を行うとともに パネルディスカッションを実施した。講演者及びパネラーは以下の通りである。

- ·冒頭挨拶 原徳壽 環境省環境保健部長
- 講演

「SAICM 実施状況と ICCM2 について」

瀬川恵子 環境省環境保健部環境安全課課長補佐

「化学物質審査規制法(化審法)の改正について」

木野修宏 環境省環境保健部化学物質審查室室長補佐

「SAICM に向けた化学産業界の取組」

小倉正敏 (社) 日本化学工業協会常務理事化学品管理部長

「化学物質管理とリスクコミュニケーション」

中地重晴 有害化学物質削減ネットワーク代表

・パネルディスカッション

コーディネーター;

森秀行 (財) 地球環境戦略研究機関副所長

パネリスト:

小倉正敏 (社) 日本化学工業協会常務理事化学品管理部長

中地重晴 有害化学物質削減ネットワーク代表

瀬川恵子 環境省環境保健部環境安全課課長補佐

(なお、当日の発表資料は http://www.env.go.jp/chemi/saicm/forum/090323.html で入手可能)

1 講演の概要

- (1)「SAICM 実施状況と ICCM2 について」 瀬川恵子 環境省環境保健部環境安全課課長 補佐
- ① SAICM の概要

構成:「ドバイ宣言」、「包括的方針戦略」及び「世界実施計画」から構成される国際的な合

意文書。

② 我が国の対応

平成 18 年 4 月に閣議決定された第 3 次環境基本計画の中に SAICM を位置づけ、これに基づいて各種政策を強化及び推進。途上国への支援としてアジア・太平洋地域の地域代表をつとめるとともに、同地域における SAICM 地域会合の開催を通してアジア・太平洋地域における SAICM の実施を促進。QSP として二国間協力により、タイ及びブータンへの途上国支援等も実施。

③ 国内実施計画

諸外国における SAICM への対応は国により様々である。タイのように、国内全体の政策を調査した上で重点項目にのみ特化した国内実施計画を制定する方法、既存計画を国内実施計画として位置づける方法等がある。日本において国内の実施計画を策定するにあたっては、国内状況に則した方法を選ぶことが重要。

(4) ICCM2

SAICM のフォローアップのため、今年5月にジュネーブにて ICCM2 が開催される予定。議論のポイントとしては、SAICM 策定当時には考慮していなかった事項の追加や QSP 以降の資金的・技術的支援及び喫緊の政策課題等。

(2)「化学物質審査規制法(化審法)の改正について」 木野修宏 環境省環境保健部化学 物質審査室室長補佐

① 化審法の概要

化審法の概要及び改正の経緯の紹介。今次の改正については、3省の審議会による合同審議により今後の化学物質管理のあり方が議論された。合同委員会報告においては、WSSD2020年目標を踏まえ、2020年までに、国内で化学工業品として製造、輸入、使用されている化学物質のリスクを評価し、リスクの程度に応じた管理を実現する体系を構築することとされ、そのため、化学物質の上市後の状況を踏まえたリスク評価体系の構築等の新体系の方向性が示された。

② 化審法改正の概要

平成 21 年 2 月 24 日に閣議決定され、第 171 回通常国会に提出。すべての化学物質による人 や動植物への悪影響を最小化するため、包括的な管理制度を導入するとともに、化学物質規制 の国際整合性を確保することを内容とするもの。

改正の概要としては、既存化学物質対策として、①既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上を製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付けるとともに、②国は、その届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込んだ上で、これらについては、製造・輸入事業者に有害性情報の提出を求め、人の健康等に与える影響を評価し、③その結果により、有害化学物質及びその含有製品を、製造・使用規制等の対象とする措置を講ずる。また、ストックホルム条約との国際的整合性の確保のために、条約で新たに規制対象に追加される物質について、厳格な管理の下で使用できるようにする措置についても講ずる。

- (3)「SAICM に向けた化学産業界の取組」 小倉正敏氏 (社)日本化学工業協会常務理事 化学品管理部長
- ① 国際化学工業協会議会 (ICCA) の取組

エネルギー政策と気候変動、化学品政策と健康、Responsible Care を 3 つの優先課題として活動中。SAICM へのコミットと自主的活動の強化のために Responsible Care 世界憲章(平成 17年)、Global Product Strategy(平成 17年) を採択。

Responsible Care 世界憲章の重点項目として世界規模での化学製品管理 (Product Stewardship) の強化や化学産業の Value Chain における Responsible Care の強化と促進が挙げられている。

Global Product Strategy では、化学製品管理(Product Stewardship)のための国際的ガイドラインの作成等を行っている。特に、製造、販売及び使用・消費の段階での情報収集や安全性評価を行い、化学製品管理(Product Stewardship)の強化を推進。

② 日本化学工業協会の取組

Japan チャレンジに取り組み、高生産量既存化学物質の安全性情報の収集を行ってきている。 特に、官民が連携しつつ、海外で安全性評価が予定されていない物質について優先的に情報収 集を実施。また、新たに Product Stewardship の充実を目指しリスクベースのプログラムを模索。

③ 国際化学工業協会議会(ICCA)の Responsible Care 活動例

東欧諸国や東南アジアの各国を対象とする Product Stewardship ワークショップの開催や、長期基礎研究、OECD の環境・健康・安全プログラムへの参画等を紹介。

- (4)「化学物質管理とリスクコミュニケーション」 中地重晴 有害化学物質削減ネットワーク代表
- ① リスクコミュニケーションの推進

産業・市民・行政の間で意見交換を行い、リスク削減を行っているが、リスクコミュニケーションの定義や共通の認識というものが社会の中で取り上げられていないのが現状である。一方的な情報公開はリスクコミュニケーションの初期段階であり、意見交換を行える段階へと進んでいかなければいけない。また、意見の公募がリスクコミュニケーションであると考えられている場合もある。国内では SAICM に関する市民の認識が低く、利害関係者への情報提供や参加も不十分である。

地球環境問題に対して市民の参加が重要視された平成4年のリオ宣言から SAICM へ至り、 化学物質管理への市民参加の重要性が問われるようになった。しかしながら、国際的な化学物 質管理が進む一方、2020年目標を達成するために、一元的な化学物質管理を目指すべきあり、 市民にも理解できるリスク評価の実施を期待する。また、市民参加を推進する制度が無ければ、 市民がリスクコミュニケーションに参加することは難しい。市民参加を推進する制度作りが必 要である。

② SAICM 国内実施計画

利害関係者の意見を計画へ盛り込む必要がある。妊婦や子供、高齢者といった社会的弱者の立場も考慮しなくてはならない。また、化学物質については、ライフサイクル全体を通して管理する必要がある。SAICM 国内実施計画への要望として、ガバナンスの保証(特に女性の市

民参加の保証)、リスク削減、予防的取組を適切に適用する枠組みの必要性、GHS 等国際的枠組みや条約の実施が挙げられる。

2 パネルディスカッションの概要

パネルディスカッションでは以下の2点について各パネラーがコメントを述べた後、コメント・質問を受け付けた。

- 1)日本における SAICM 実施に当たって、特に重点を置くべき点としてどのような政策内容が考えられるか、また、国内実施計画の策定にあたって、検討すべき事項は何か?
- 2)途上国への支援としてどのような内容や形態が望ましいか、また、可能か。東アジア等における協調という観点からの取組についてどう考えるか?
 - 1)の論点に対して各パネラーが重要とした事項は以下の通り。
 - 各関係主体の参画
 - 全ての物質の安全性点検
 - ・科学的環境リスク評価の推進及びリスク評価のプロセスの公開
 - ・効果的・効率的なリスク管理の推進
 - ・国際的協調及び国際的責務履行と積極的対応
 - ・国際的の下の情報基盤等インフラの国による整備
 - ・リスクコミュニケーションの推進及び市民参加、また、市民の化学に関する理解力を深める取組
 - ·長期 · 短期的人材育成
 - ・中小企業の能力向上等に係る支援
 - 2) の論点に対して各パネラーの指摘事項は以下の通り。
 - ・国の実情・ニーズに沿った支援の実施
 - ・2国間援助や国際機関との協力の上での、短期的でないプロジェクトの実施及び 地域の核となる人物と地域産業の結びつき、各地域政府との連携等。
 - ・PRTR や GHS 等に関する情報交換(日本の取組の英語による情報発信も含む)
 - ・環境影響に関する情報提供を通した e-waste などリサイクル時の環境汚染の防止。
 - ・化学物質の生産・消費量の多い東アジア地域における協力・調整(共通のフォーマットの作成や GHS 分類の調整及び経験の共有等)